

令和3年7月9日

日本赤十字九州国際看護大学
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では5月12日から緊急事態宣言が発令され、その後6月21日からまん延防止等重点措置が実施されていましたが、7月11日をもって対象区域から解除されることとなりました。

解除に伴い本学の行動指針を7月12日から「2制限（小）」に引き下げます。

現在の感染状況は若年層への感染率や重症化リスクが高いとされる「変異株」が主となっており、新型コロナウイルス感染症の再拡大（リバウンド）の防止のため、引き続き、基本的な対策の徹底が必要です。今まで以上に感染予防及び感染拡大防止を図るため、「**三つの密を徹底的に避ける**」「**マスクの着用**」「**手洗いなどの手指衛生**」「**人と人との距離の確保**」等の基本的な感染防止対策の徹底、**健康管理の徹底**など、皆さまには、あらためて厳重な感染防止に努めるよう、ご理解とご協力をお願いします。

1. 各行動について

(1) 学生の大学構内立ち入り

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学構内への立ち入りを可とします。

ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。なお、オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合は、引き続き事前予約制とします。

※問い合わせ先：学務課へ電話（0940-35-7047）

(2) 授業

5月31日(月)に学生ポータルで周知しました「授業形態の変更について(5月31日から)」に基づき実施します。留意事項などをあらためて確認ください。

(3) 学生の課外活動

各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。アルバイトに就労する場合は、アルバイト先が「[業種別感染予防ガイドライン](#)（リンク先を参照）」に基づいた対応がされているか確認（業界団体が発行するステッカーや福岡県が発行する感染防止宣言ステッカー、感染防止認証マークの確認など）し、自らも感染予防対策を十分に行うこと。

ただし、臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項に基づくこと。

(4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、人の流れを抑制する観点から時差出退勤と業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

(5) その他

以下のことを厳守ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。

その後、速やかに大学 (jrchoken@jrckicn.ac.jp) に連絡ください。

- ② 外出にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。

特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を避けること。

臨地実習に際しては、引き続き2週間前からの不要不急の外出や交流は控えること。

- ③ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ④ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。(黙食)
- ⑤ 都道府県をまたぐ出張については、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるなど、その地域の感染状況を十分に踏まえ、出張は慎重に行うこと。なお、出張の際も、感染防止策を徹底すること。
- ⑥ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑦ 健康管理表または健康管理アプリ(健康日記)による自己管理を徹底し、健康管理表の身体症状に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑧ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、常にマスクを着用し、緊急時以外での会話はしないこと。